

県民税株式等譲渡所得割

■納める人

県内に住所を有し、証券会社等に設けた源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）における上場株式等の譲渡の対価の支払いを受ける個人が負担する税金で、証券会社等が口座内取引の年間所得額に応じて徴収し、県に納めます。

■納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の…………… 5 %

■課税対象

一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額

※取引所上場株式等の譲渡益のほかに、公募株式投資信託の受益証券の譲渡益も含まれます。

（平成28年1月1日以後の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債等です。）

■申告と納税

株式等譲渡所得割を徴収した証券会社等が、年間分一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに申告し、納入します。

■市町への交付

株式等譲渡所得割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。